

I 昨年と比べて変わった点

(令和2年分改正一部抜粋)

1 給与所得控除に関する改正

給与所得控除額が次の表のとおり改正されました。

この改正に伴い、「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」が改正されていますので、令和2年分の年末調整の際には、「令和2年分の年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」(84ページ参照)を使用してください。

給与の収入金額 (A)	給与所得控除額	
	改正後	改正前
162万5,000円以下	55万円	65万円
162万5,000円超 180万円以下	$(A) \times 40\% - 10$ 万円	$(A) \times 40\%$
180万円超 360万円以下	$(A) \times 30\% + 8$ 万円	$(A) \times 30\% + 18$ 万円
360万円超 660万円以下	$(A) \times 20\% + 44$ 万円	$(A) \times 20\% + 54$ 万円
660万円超 850万円以下	$(A) \times 10\% + 110$ 万円	$(A) \times 10\% + 120$ 万円
850万円超 1,000万円以下	195万円	220万円
1,000万円超		

2 基礎控除及び所得金額調整控除に関する改正

(1) 基礎控除の改正

基礎控除額が次の表のとおり改正され、合計所得金額が2,500万円を超える所得者については、基礎控除の適用を受けることはできないこととされました。

合計所得金額	基礎控除額	
	改正後	改正前
2,400万円以下	48万円	38万円 (所得制限なし)
2,400万円超 2,450万円以下	32万円	
2,450万円超 2,500万円以下	16万円	

3 各種所得控除等を受けるための扶養親族等の合計所得金額要件等の改正

同一生計配偶者、扶養親族、源泉控除対象配偶者、配偶者特別控除の対象となる配偶者及び勤労学生の合計所得金額要件がそれぞれ10万円引き上げられ、次の表のとおり改正されました。

扶養親族等の区分	合計所得金額要件	
	改正後	改正前
同一生計配偶者	48万円以下	38万円以下
扶養親族	48万円以下	38万円以下
源泉控除対象配偶者	95万円以下	85万円以下
配偶者特別控除の対象となる配偶者 ^(注1)	48万円超133万円以下	38万円超123万円以下
勤労学生	75万円以下	65万円以下

(注) 1 配偶者特別控除額の算定の基礎となる配偶者の合計所得金額の区分についても、それぞれ10万円引き上げられています。

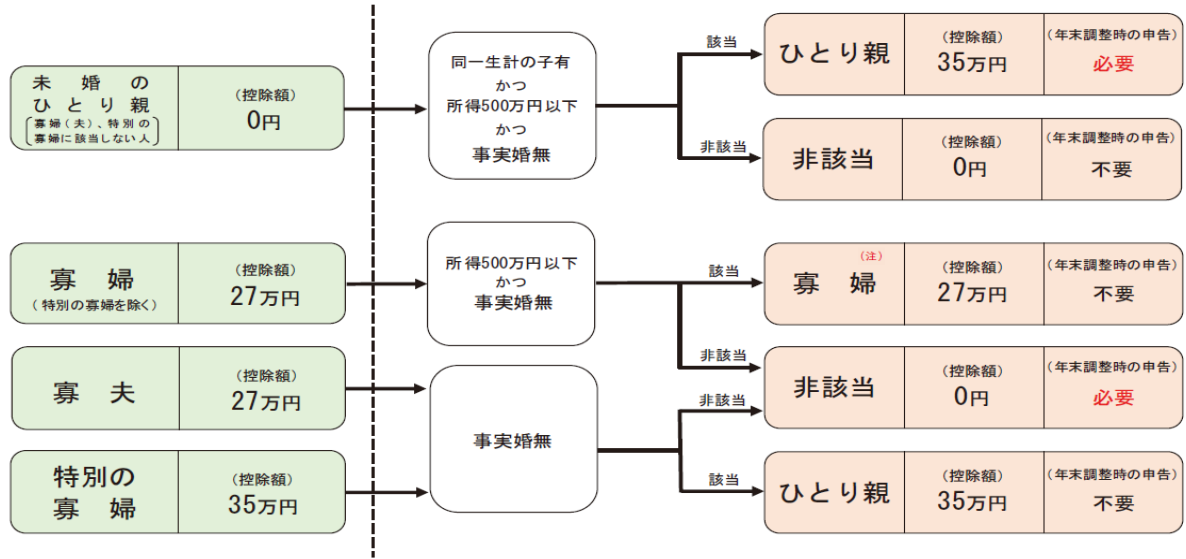
2 上記のほか、家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額が55万円(改正前:65万円)に引き下げられています。

4 ひとり親控除及び寡婦（寡夫）控除に関する改正

〔改正前後の控除に係る適用判定のフロー図〕

〔改正前〕

〔改正後〕



〔注〕 改正前の「寡婦（特別の寡婦を除く）」に該当する人が、上記適用判定の結果、「寡婦」に該当する場合において、その人と生計を一にする子を有するときは、「ひとり親」（控除額：35万円）に該当し、年末調整の際にその異動内容について申告する必要があります。

● 新たな申告書の作成が必要になります。
 （合計所得金額が 2,500 万円以下の受給者は全員作成が必要です。）

令和2年分 給与所得者の基礎控除申告書・給与所得者の配偶者控除等申告書・所得金額調整控除申告書

所轄税務署長 神田	給与の支払者の名称（氏名） 〇〇〇〇株式会社	（フリガナ） あなたの氏名 ヤマカワ タロウ	基・配・所
税務署長	給与の支払者の法人番号 22333445566778	あなたの住所又は居所 東京都練馬区栄町23-7	

～記載に当たってのご注意～

◆ 給与所得者の配偶者控除等申告書 ◆

- ① 「基礎控除申告書」と「配偶者控除等申告書」については、次の場合に応じて記載してください。
 - あなたの本年中の合計所得金額の見積額が1,000万円以下で、かつ、配偶者の本年中の合計所得金額の見積額が133万円以下である場合は、「基礎控除申告書」、「配偶者控除等申告書」の両方記載してください。
 - 上記1以外で、かつ、あなたの本年中の合計所得金額の見積額が2,500万円以下である場合は、「基礎控除申告書」のみ記載してください（「配偶者控除等申告書」を記載する必要はありません）。
- ② 「所得金額調整控除申告書」については、年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合に記載してください。なお、あなたの本年中の主たる給与の収入金額が90万円以下である場合は「所得金額調整控除申告書」の「要件」欄の各項目のいずれにも該当しない場合には、所得金額調整控除の適用を受けることはできません。

- 「控除額の計算」の表の「区分Ⅰ」欄については、「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄を参照してください。
- 「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄が(A)～(C)に該当しない場合や「配偶者控除等申告書」の「区分Ⅱ」欄が①～④に該当しない場合は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

◆ 給与所得者の基礎控除申告書 ◆

（フリガナ） 配偶者の氏名 ヤマカワ アキコ	配偶者の生年 778181990011122	配偶者の生年 昭和52年10月5日	配偶者の職業 会社員
配偶者の住所又は居所 東京都練馬区栄町23-7			

○ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	8,970,000	6,973,000
(2) 給与所得以外の所得の合計額		
あなたの本年中の合計所得金額の見積額		6,973,000

○ 控除額の計算

900万円以下 (A)	900万円超 950万円以下 (B)	48万円
950万円超 1,000万円以下 (C)	1,000万円超 2,400万円以下	32万円
2,400万円超 2,450万円以下	2,450万円超 2,500万円以下	16万円
基礎控除の額		480,000

○ 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	950,000	400,000
(2) 給与所得以外の所得の合計額		
配偶者の本年中の合計所得金額の見積額		400,000

○ 控除額の計算

区分Ⅰ	①	②	③	④	配偶者控除の額
A	48万円	38万円	38万円	36万円	380,000
B	32万円	26万円	26万円	24万円	
C	18万円	13万円	13万円	12万円	

◆ 所得金額調整控除申告書 ◆

○ 年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合は、「要件」欄の該当する項目にチェックを付け、その項目に応じて「扶養親族等」欄及び「特別障害者」欄にその該当する者について記載してください。

あなた自身が特別障害者	（その★欄のみを記載）	扶養親族等	（フリガナ） あなたと生計を一にする配偶者又は扶養親族の氏名 ヤマカワ イチロウ	あなたの生年 昭和16年5月17日	特別障害者に該当する事実 （要項3～24を参照）
配偶者	配偶者が特別障害者	扶養親族が特別障害者	あなたと生計を一にする配偶者の住所又は居所 東京都練馬区栄町23-7	あなたの配偶者の生年 昭和52年10月5日	
扶養親族	扶養親族が特別障害者	扶養親族が年齢22歳未満（平成10.12以後生）	あなたと生計を一にする配偶者又は扶養親族の住所又は居所 東京都練馬区栄町23-7	あなたの配偶者の住所又は居所 東京都練馬区栄町23-7	

◎ この申告書の記載に当たっては、裏面の説明をお読みください。